

事務連絡
令和7年6月18日

〔都道府県衛生主管部（局）
国立研究開発法人国立がん研究センター担当課〕 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課

がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターに
配置される相談支援に携わる者の要件について

がん対策の推進につきまして、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

がん診療連携拠点病院等におけるがん相談支援センターに配置される相談支援に携わる者については「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付け健発0801第16号厚生労働省健康局長通知別添。以下「整備指針」という。）において規定しております。今般、国立がん研究センターより、厚生労働科学研究の成果を踏まえ、国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修（3）と同等の研修を実施するための「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に定めるがん相談支援センター相談員基礎研修（3）の取り扱いについて」が示されたところです。

つきましては、今後「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に定めるがん相談支援センター相談員基礎研修（3）の取り扱いについて」に沿って実施された、がん相談支援センター相談員基礎研修（3）を修了した者については、整備指針で規定する「国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修（3）」を修了した者とみなすこととしますので、お知らせいたします。

都道府県におかれては、貴管内のがん診療連携拠点病院等及びがん診療に携わる医療機関に対して、情報提供をお願いいたします。

（参考）

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に定めるがん相談支援センター相談員基礎研修（3）の取り扱いについて」

<https://www.ncc.go.jp/jp/icc/cancer-info/kiso3/index.html>